

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈 令和7年8月8日現在 〉

## 1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-597-4845・4848（午前8時30分から午後5時15分まで）  
担当 宮城政代 ・ 北村智子  
＊ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 日の出町社会福祉協議会居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 事業所名        | 社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 |
| 所在地         | 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 日の出町役場隣 |
| 介護保険指定番号    | 居宅介護支援 (東京都 1372400380 号)     |
| サービスを提供する地域 | 日の出町(あきる野市)                   |

(2) 同事業所の職員体制

| 登録       | 基礎資格                      | 氏名   | 常勤    | 非常勤 | 業務内容      | 計     |
|----------|---------------------------|------|-------|-----|-----------|-------|
| 13992261 | 管理者<br>主任介護支援専門員<br>社会福祉士 | 宮城政代 | 1名( ) |     | 福祉推進課長と兼務 | 1名( ) |
| 13022812 | 介護支援専門員<br>社会福祉士<br>介護福祉士 | 北村智子 | 1名( ) |     |           | 1名( ) |

( )内は男性再掲

(3) 営業時間

|    |                 |
|----|-----------------|
| 平日 | 午前8時30分～午後5時15分 |
|----|-----------------|

(4) 営業をしない日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日・日曜日および12月29日から翌年1月3日

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供について

- ① 事業所において、利用のサービスを受付いたします。
- ② 利用者宅を訪問し、居宅サービス計画ガイドライン等により心身の状況、要望などの課題把握をいたします。
- ③ 課題を整理しながら、利用者の要望をまとめサービス計画の原案を作成します。
- ④ 原案を基に、利用者の参加または意向により、サービス提供事業者との打ち合わせ(担当者会議)等を行い実施にあたっての介護目標などを確認し、サービス計画を確定します。
- ⑤ 公平中立性の確保を図るため、前6箇月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(以下、訪問介護等という)の各サービスの利用割合及び前6箇月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について説明を行います。
- ⑥ 利用者宅を少なくとも月1回は訪問し、サービス計画が適切に実施されているか確認します(テレビ電話等の活用により要件を満たすことで2箇月に1回の訪問も可能とします)。
- ⑦ 利用者の心身の状況や要望の変化があるときは、サービス計画を見直します。

## 医療との連携として

- ⑧ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求めさせていただきます。またこの意見に基づき居宅介護計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

## 4. 料金規定

### (1) 利用料 \*別紙「居宅介護支援の利用料金表」

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1箇月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、日の出町いきいき健康課介護保険係の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5. 事故発生時の対応方法について

### (1) 事故発生時の連絡先

事故発生時の連絡先は下記の通りです。また、利用者及び代理人よりご連絡を頂く場合は(1.当事業者が提供するサービスについての相談窓口)に定める連絡先までご連絡をお願い致します。

|       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 緊急連絡先 | 氏名(続柄)    |  |
|       | 電 話 番 号   |  |
|       | 備 考       |  |
| 主 治 医 | 医 療 機 関 名 |  |
|       | 医 師 名     |  |
|       | 所 在 地     |  |
|       | 電 話 番 号   |  |
|       | 備 考       |  |

### (2) 事故発生時の手順

事業所は、利用者に対し、自ら提供した居宅介護支援により事故が発生した場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- ① 利用者の安全確保
- ② 事故発生状況、内容の確認
- ③ 代理人・市区町村への連絡

- ④ 事故の解決に向けた対応の実施
- ⑤ 事故発生原因の解明及び再発防止への措置
- ⑥ 利用者への事故解決経過・結果の説明
- ⑦ サービス事業所の責任者等との最終報告

\* 当該事故の状況・内容及び上記に基づいた対応結果についてはサービス提供事業所が記録します。

\* 居宅介護支援の提供により、利用者及び代理人へ賠償すべき事故が発生した場合、契約書(第14条 損害賠償について)の記載のとおり対応を実施します。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお話をお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1箇月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合  
但し、在宅復帰が明確な目標である老健入所に限り、サービス終了の申し出がない場合は契約は継続できます。
- ・ 利用者が要介護認定(1～5)から要支援1・2の認定を受けた場合  
※この場合、予防プランとなり地域包括支援センター他、他の事業所とご契約いただくことになります。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 7. 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を忠実に実施するための担当者の配置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族尚高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者

に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防まん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. 身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、事前に十分な説明の上利用者または家族等の同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 10. 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と言う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 11. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業 運営の方針

- ① 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。
- ② 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑥ 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- ⑦ 前6項のほか、「日の出町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例」（平成30年条例第1条）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

＊ 2.日の出町社会福祉協議会居宅介護支援事業所の概要に記載

## 12. 秘密保持

- ① 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人の情報を用いません。
- ④ 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

### 13.サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

#### ①事業所利用者相談・苦情担当

|          |                |    |              |
|----------|----------------|----|--------------|
| サービス相談担当 | 宮城政代           | 電話 | 042-597-4845 |
| 苦情受付担当者  | 橋本哲也 宮城政代 宮田和利 | 電話 | 042-597-4845 |
| 苦情解決責任者  | 小松典之           | 電話 | 042-597-4845 |
| 苦情総括責任者  | 濱中 厚           | 電話 | 042-597-4845 |

#### ② その他

当事業所以外に、国保連・区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

|                |       |                 |
|----------------|-------|-----------------|
| 区市町村名          | 日の出町  |                 |
| いきいき健康課        | 介護保険係 | 電話 042-588-5410 |
| 区市町村名          | あきる野市 |                 |
| 高齢者支援課         | 介護保険係 | 電話 042-558-1969 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 |       |                 |
| 介護相談窓口         |       | 電話 03-6238-0177 |

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

日の出町役場隣

名 称 社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会

指定居宅介護支援事業所

代表者 会長 古山 博大 印

説明者 所属 社会福祉法人日の出町社会福祉協議会

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

|       |        |     |    |
|-------|--------|-----|----|
| 利用者   | 住所     | 東京都 | 番地 |
|       | 氏名     |     | 印  |
|       | 電話     |     |    |
|       | 携帯電話   |     |    |
| (代理人) | 住所     |     | 番地 |
|       | 氏名     |     | 印  |
|       | 電話     |     |    |
|       | 携帯電話   |     |    |
|       | 本人との関係 |     |    |